

主な御意見の概要及び財務省の考え方

御意見の概要	財務省の考え方
氏名の公告による利便性等に関する御意見	
<p>官報で合格者の氏名を確認できることに一定の利便性があることや、受験者の意欲の維持に繋がることから氏名の公告を維持すべきである。</p>	<p>試験合格の事実の把握は受験番号の確認をもって足りるものであり、合格者には引き続き税関長から氏名を記載した合格証書が交付されます。</p>
プライバシーへの配慮に関する御意見	
<p>通関士試験合格者の氏名の公告の廃止は、過度なプライバシーへの配慮である。</p>	<p>試験合格の事実の把握は受験番号の確認をもって足りるものと考えます。</p>
<p>プライバシーへの配慮に伴う今回の改正に賛同する。</p>	<p>御意見として承りました。</p>
制度の透明性に関する御意見	
<p>合格者氏名を官報に掲載しないことで、制度の透明性が低下する。</p>	<p>試験実施後、試験問題及び合格基準等の試験結果を税関ホームページにおいて公表しております。</p> <p>また、受験者本人が通関士試験に係る自己の答案・採点結果について、財務省に対して開示を請求し、知ることができます。</p>